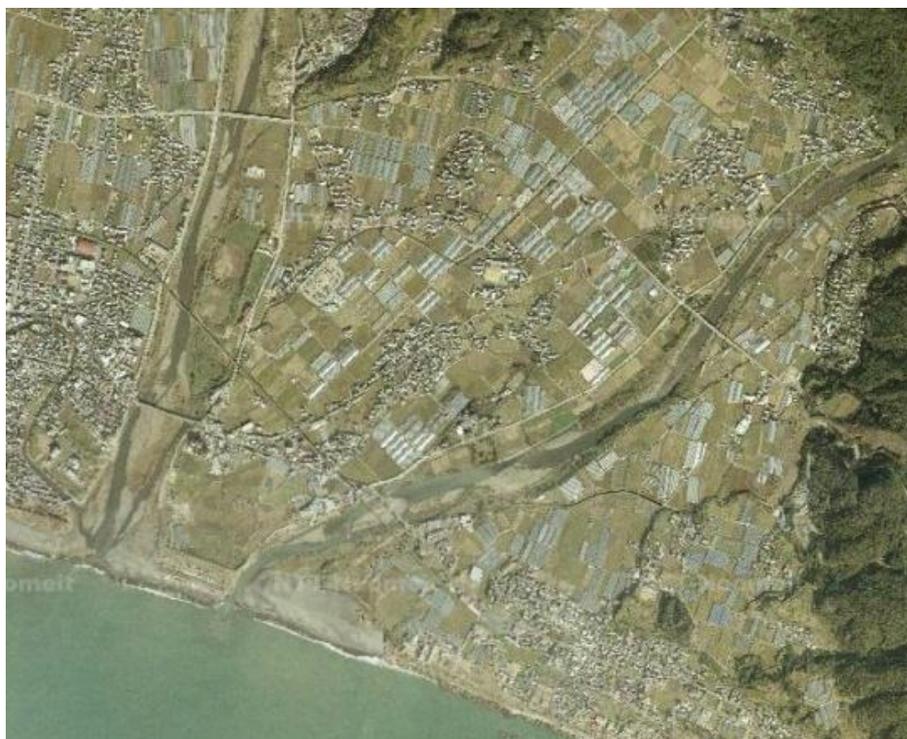


学校防災マニュアル (地震・津波)



安芸市立川北小学校

< 目 次 >

1	川北小学校の立地条件等について	
	(1) 川北小学校の位置	1
	(2) 予想される津波について	1
	(3) 地震発生時における川北小学校内危険予測箇所	2
2	川北小学校の組織体制について	3
3	地震発生時の避難場所・避難経路について	
	(1) 教室配置図と校内避難経路図	6
	(2) 避難場所までの避難経路と標高	8
4	地震発生時の対応	
	(1) 在校（登下校）時	12
	(2) 在宅（休日・夜間）時	17
5	地震発生後の対応（引渡しまで）について	
	(1) 保護者や関係機関等への連絡体制	18
	(2) 児童の保護者への引き渡しまでの流れ	19
	(3) 引渡しの留意点	21
6	地震発生後の対応（とりもどすまで）について	
	(1) 児童等の心のケア	22
	(2) 避難所としての学校等の対応	23
	(3) 学校再開に向けた流れ	24
	<災害時の応急手当>	25

1 川北小学校の立地条件等について

(1) 川北小学校の位置

1 階	8.2 m
2 階	12.4 m
屋上	16.6 m
海岸からの距離	約1.3 km

安芸市川北甲2595番地	
TEL	0887-35-2516
FAX	0887-35-3281

(2) 予想される津波について

◆南海トラフの巨大地震による津波浸水予測

最大の震度6強 ⇒ 震度7	平成24年3月31日
最大の津波高8.8m ⇒ 14.9m	南海トラフの巨大地震モデル検討会より
(最短津波到達時間)	令和2年6月20日
津波高 + 3m (18分)	南海地震に備える(岡村土研)より
+ 10m (58分)	

◆川北地区地域津波避難計画より(平成25年4月)

①津波避難対象地域【全域】

校区外と加増家を除く、校区全域が津波避難対象地域となっている

②津波到達予想時間(浸水深30cm以上の津波が到達する時間)

清水寺岡・八幡・東団地	60分以上	西ノ島、中田	20~30分
久保田南	30~40分	片町、栄町、新町	20~30分
久保田北	60分以上	<u>上島(本校付近)</u>	<u>20~30分</u>
前島、中村、東ノ岡、西ノ岡	60分以上		

※ 地震の発生箇所によっては、もっと速く津波が到達することもある

③津波避難目標地点

地区名	避難場所	標高
清水寺岡、八幡、東団地	清水ヶ丘中(グラウンド)	19.7m
西ノ島、久保田南・北	高台へ(於名古、蘇我神社) 川北小学校屋上 津波避難タワー(建設予定)	屋上: 16.6m
片町、栄町、新町	ヴィラージュ川北 ケアハウス安芸 津波避難タワー(建設予定)	5階: 15.3m 4階: 15.5m
上島、中田	川北小学校屋上	屋上: 16.6m
東ノ岡、西ノ岡、中村、前島	キセキレイの里(清香園) 高台へ(小坂神社など)	20.5m

※ 目標地点が、避難所や一時避難所でない場合は、さらに高い場所へ移動する

※ 大津波警報が発令された(大津波が予想される)場合、上島付近にある本校は、キセキレイの里を目指して避難する

④避難先(収容避難施設)

施設名	階数	収容可能場所	収容可能人員	標高
川北小学校	2	体育館	210人	8.2m
旧清水ヶ丘中学校	3	体育館	330人	22.0m
旧清水ヶ丘体育館	2	体育館	350人	1階：17.3m
内原野体育館		体育館	343人	
キセキレイの里(清香園) 【福祉避難所】	4	地域支援スペース等		1階：20.5m
ケアハウス安芸(緊急避難ビル) 【福祉避難所】	5	3階以上の食堂・廊下 ・踊り場		1階：3.2m
つつじの丘【福祉避難所】	1	地域交流ホール		約55m

※ 川北小学校の校舎内の利用については、学校の使用状況に応じて学校の施設管理者(校長)の指示に従うものとする

※ 災害用備蓄品保管場所：清水ヶ丘中学校体育館下倉庫
キセキレイの里倉庫
内原野体育館用具室

※ 福祉避難所：緊急受け入れ施設として安芸市と協定を結んでいる。地震や津波等により被災した要援護高齢者、心身障害者やその介護者を受け入れる施設のこと

(3)地震発生時における川北小学校内危険予測箇所

○校舎内：各教室と廊下共通(ガラスや蛍光灯の飛散)

教室(机や椅子、棚の荷物等の飛散)

理科室(ガラス器具の飛散、ガス管の破損)

音楽室(ピアノや楽器が激しく移動)

パソコン室(本体の落下)

図書室(本や棚の落下 棚：転倒防止金具による固定)

家庭科室(調理器具の飛散)

図工室(プレハブの倒壊)

体育館(天井や照明の落下、移動式黒板やピアノが激しく移動)

玄関(天板の落下、くつ等の飛散)

トイレ(和式・洋式トイレのドアが激しく開閉)

○校舎外：渡り廊下、校舎周り(天板やベランダからの落下物、コンクリート片)

校庭(校庭東フェンスの倒壊)

プール(プールの損壊)

サッカーゴール(転倒の恐れ有り：固定はしている)

外倉庫【体育・農機具・テント等用】(倒壊の恐れ有り)

2 川北小学校の組織体制について

(1) 学校災害対策本部

① 災害発生時の指揮命令者

- | | |
|---|---------|
| 1 | 本部長（校長） |
| 2 | 副部長（教頭） |
| 3 | 教務主任 |
| 4 | 生徒指導担当 |
| 5 | 研究主任 |

② 災害発生時の組織体制と主な対応

名称	担 当	主 な 対 応
総括本部	本部長 （校長） 副部長 （教頭）	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 避難経路の安全性を確認後、避難の連絡と指示 二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 各班との連絡調整 教育委員会等の関係機関への連絡
児童対応班	◎各学級担任（1～6年）	<ul style="list-style-type: none"> 児童等の安全を確保し、児童等への的確な指示（押さない、走らない、しゃべらない、戻らない 等） 児童や教職員等の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 二次災害の防止活動
避難誘導班	◎特別支援学級担任（3名） ○支援員（6名）	<ul style="list-style-type: none"> 分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童等及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に連絡 避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施等 分散して各教室、トイレ、体育館等の残留児童を確認
安否確認班	◎教頭・主事	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任は担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を本部に報告 被害児童等の保護者への連絡
救出班	◎男性教諭（5名）	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の状況を確認 負傷者を救出 行方不明者の搜索 校内の警備 等
救護対策班	◎養護教諭・技能員	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者への応急手当 負傷の状況を本部へ連絡 医療機関への連絡 等

③ 平時の組織体制と主な役割

名称	担当	主な役割
総括本部	本部長（校長） 副部長（教頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルの作成と更新 ・避難訓練の計画的実践的な実施 ・非常時用物品の調達と維持管理 ・緊急地震速報や防災無線の使用法の理解
児童対応班	◎各学級担任（1～6年）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の計画的な実施 ・地震発生時に確認すべき校舎内外や通学箇所調査と分析 ・保護者への引き渡し計画の作成と点検 ・校舎内外の安全点検の実施（学期1回）
避難誘導班	◎特別支援学級担任（3名） ○支援員（6名）	
安否確認班	◎教頭・主事	
救出班	◎男性教諭（5名）	
救護対策班	◎養護教諭・技能員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に起こりうるケガの予想と対応時に必要な物品の調達と管理

(2) 参集体制

① 休日・夜間の災害時における参集体制

配置体制	配備基準	参集体制
第1配備 警戒体制	津波注意報が発表	<ul style="list-style-type: none"> ・津波や浸水が想定される場合 管理職（2名） 校長が指定する教職員（安芸市在住教諭）を配備
第2配備 嚴重警戒体制 ※必要に応じ、 災害対策本部設置	震度4の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波や浸水が想定される場合 管理職（2名） 校長が指定する教職員（安芸市在住教諭）を配備
	津波警報が発令	
第3配備 学校等災害対策本部設置	震度5弱の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職（2名） 校長が指定する教職員（安芸市在住教諭）を配備 ・原則として全教職員を配備 ※川北小への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ ・学校までの道路等の状況、津波の到達時間を考慮し参集可能な教職員を配備（安芸市在住教職員）
	震度5強の地震発生	
	大津波警報が発表	

*安芸市在住教職員（地震発生後1時間以内に参集可能な教職員）7名

② 教職員の参集体制

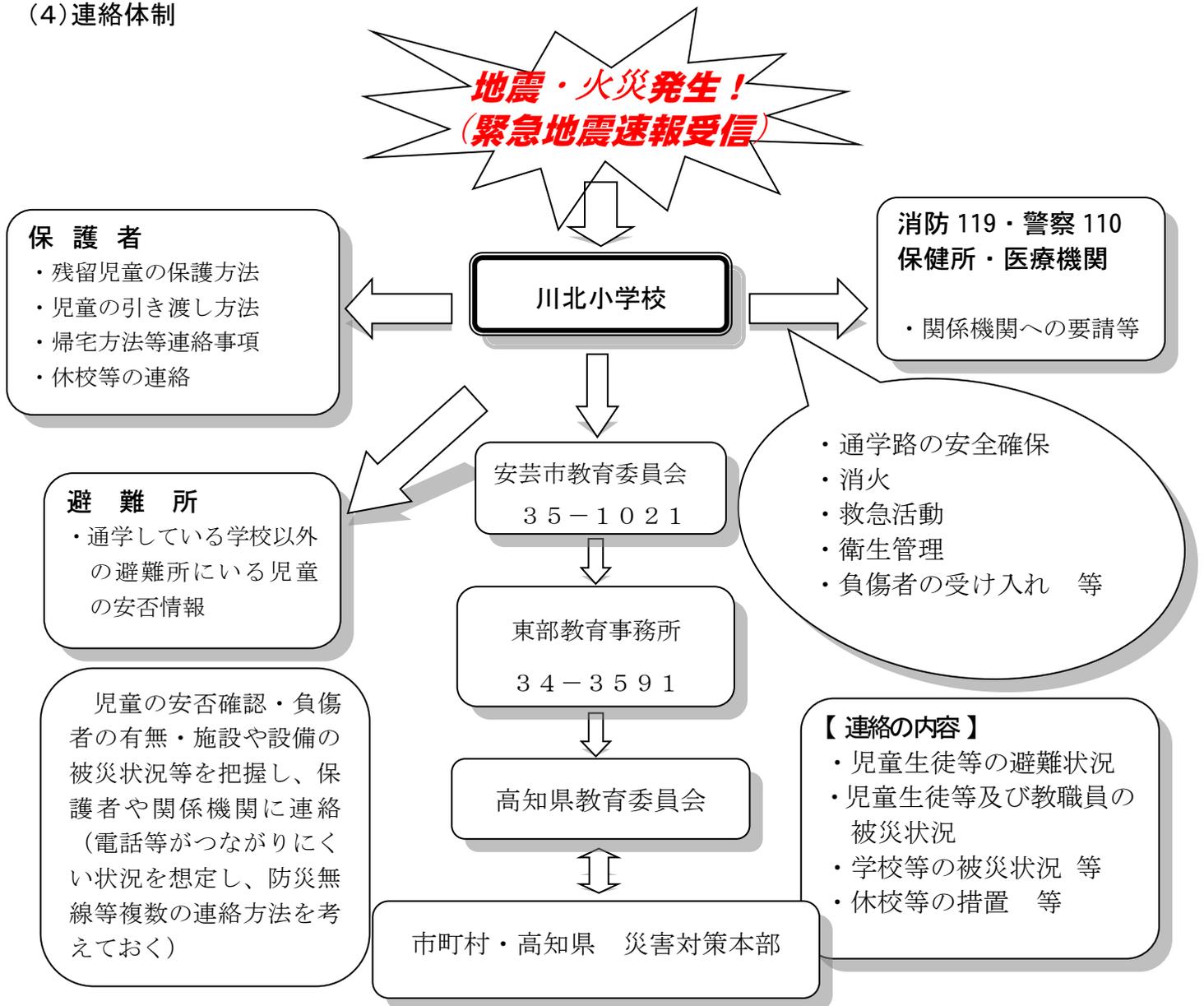
職名	氏名	居住地	所要時間	学校以外の参集場所
校長				
教頭				
教諭				
講師				
養護教諭				
事務				
用務				

(3) 防火管理体制

- ◇ 本部〔管理職：2名〕
 - 全体の状況把握 ○消火作業 ○避難等方針の決定・指示
- ◇ 避難係・救護係〔各学級担任：9名〕
 - 避難誘導 ○安全確保 ○安否負傷者の確認 ○的確な指示
- ◇ 消火係・状況把握係〔授業外教職員：教諭・用務・事務・支援員6名〕
 - 不明者・負傷者救出 ○被害状況確認 ○緊急車両誘導
- ◇ 連絡係〔管理職：2名〕
 - 関係機関への連絡 ○電話対応 ○報道機関への対応
- ◇ 火元責任者（管理責任を兼ねる：安全点検担当）

場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者
1年教室	担任	図書室	す担任	校長室	校長
2年教室	担任	パソコン室	2年担任	職員室・給湯室	事務
3年教室	担任	音楽室・準備室	5年担任	トイレ・シャワー室	1年担任
4年教室	担任	家庭科室	ひ担任	東トイレ	養護
5年教室	担任	理科室・準備室	教頭	西トイレ	ひ担任
6年教室	担任	保健室	養護	外トイレ	教頭
学習室	た担任	印刷室・和室	事務	体育館	た担任
ひまわり教室	担任	放送室	事務	体育倉庫(外)	6年担任
すみれ教室	担任	東玄関	用務	西玄関	ひ担任

(4)連絡体制



連絡先一覧

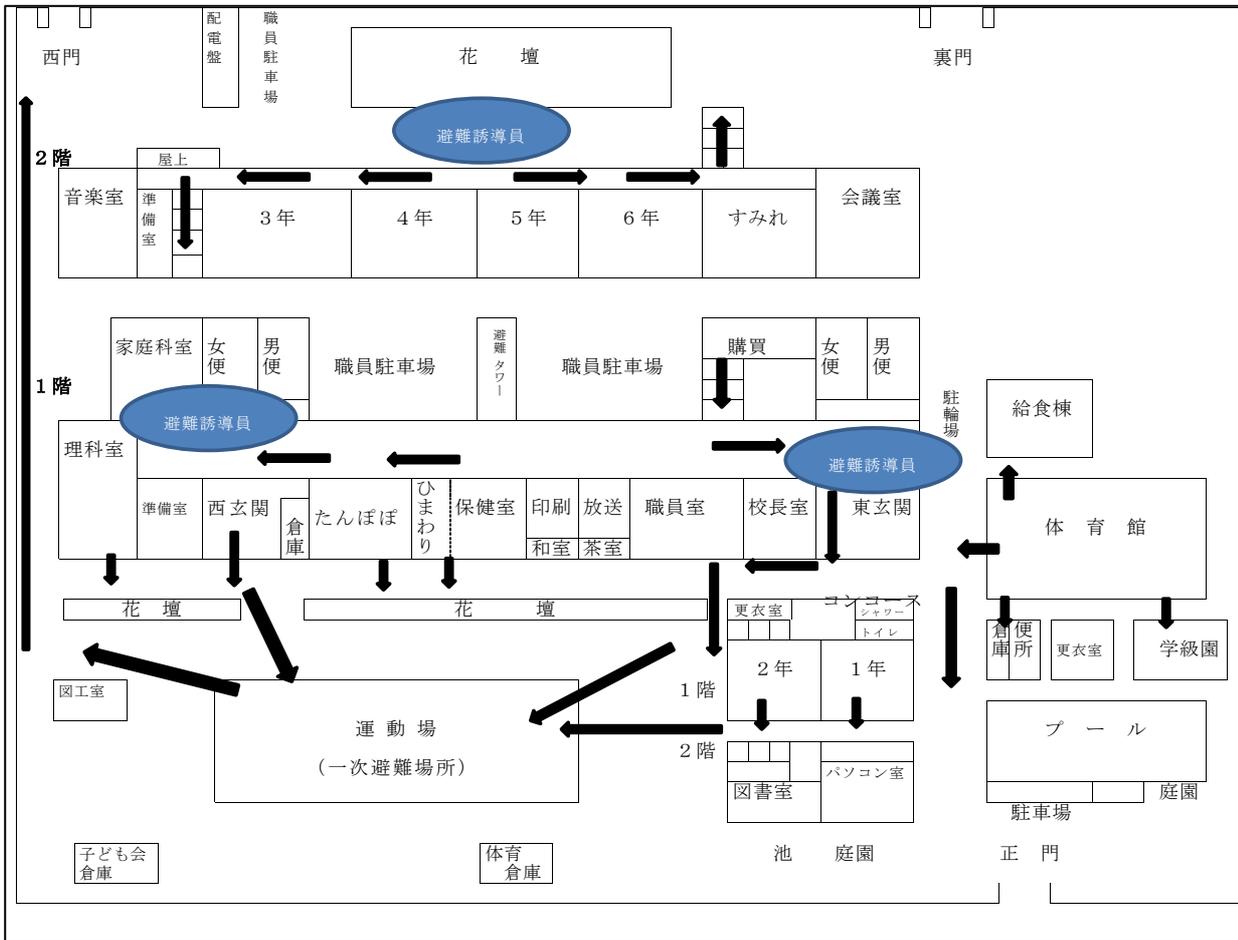
☆市町村・関係機関

	電話	FAX	備考
安芸市教育委員会	0887-35-1021	0887-35-1051	
川北保育所	0887-35-6810		
川北公民館	0887-34-0340		
安芸中学校	0887-37-9273	0887-37-9274	
東部教育事務所	0887-34-3591	0887-34-3592	
安芸市危機管理課	0887-37-9101		
安芸福祉保健所	0887-34-3175		

安芸市消防本部	0887-34-1244		
安芸警察署	0887-34-0110		
尾木医院	0887-34-3155		学校医
岡崎歯科クリニック	0887-34-4072		学校歯科医
エール薬局あき店	0887-35-7770		学校薬剤師
県立あき総合病院	0887-34-3111		

3 地震発生時の避難経路・避難場所について

(1) 避難経路



(2) 避難場所までの避難経路と標高

① キセキレイの里：川北小学校より北東に約 1.3 Km(徒歩約 12 分)

標高 20.5 m

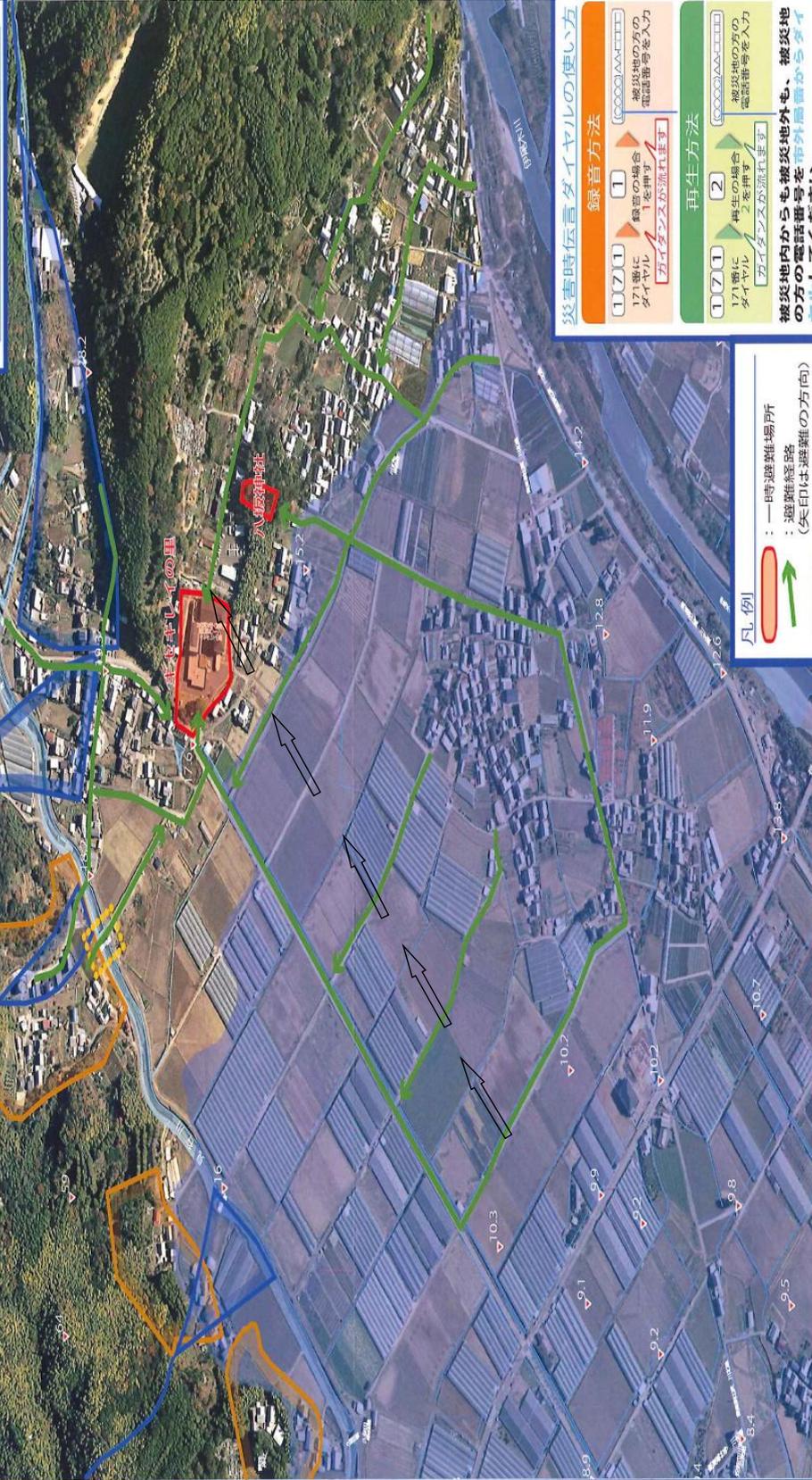


川北自主防災会 (東ノ岡, 西ノ岡, 中村, 前島) 津波ハザードマップ

平成 25 年 4 月

地震のゆれを感じたら、身を守った後、すぐに避難を開始する！
高台や決められた避難所など、より高い場所へ避難！
河川も遡上するので、川沿いからはなれない！
津波警報・注意報が解除されるまで戻らない！

緊急連絡先	名称	電話番号
	安芸市役所 (代表)	34-1111
	安芸市役所 代表 (消防本部)	34-1244
	安芸市役所 危機管理課	37-9101
	安芸警察署	34-0110
	四国電力	0120-410-650
	N T T	113.0120-444-113
	安芸土木事務所	34-3135
	土佐国道事務所兼利用箇所	0887-38-4414



!
 このマップは、高知県の発表した南海トラフ巨大地震による津波
 浸水想定範囲を基に作成された津波浸水想定範囲を示しています。
 浸水想定範囲がどのようにならざることを、できることから取組みましょう。
 浸水想定範囲がどのようにならざることを、できることから取組みましょう。

- 凡例**
- 一時避難場所 (矢印は避難の方向)
 - 避難経路
 - 津波浸水想定区域 (矢印は避難の方向)
 - 要注意箇所
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 土石流危険渓流・区域
 - 標高 (高さ)

災害時伝言ダイヤルの使い方

録音方法

- 1 11211
111にダイヤル
1を押す
[カイタス]が流れます
- 2 録音の場合
録音の音のダイヤル
2を押す
[カイタス]が流れます

再生方法

- 1 11211
111にダイヤル
1を押す
[カイタス]が流れます
- 2 再生の場合
再生の音のダイヤル
2を押す
[カイタス]が流れます

被災地内からも被災地外も、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

各社の携帯電話からも、『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。携帯電話のサービストップ画面に表示される『災害用伝言板』を選択してください。

0 50 100 200m
 安芸市役所 危機管理課 (37-9101) 宛

- ② 川北小学校屋上: 標高 16.6 m
- ③ マリンプラザ(3階以上): 標高
- ④ ヴィラージュ川北(階段・踊り場): 標高5階 15.3 m
- ⑤ ケアハウス川北(3階以上): 標高4階 15.5 m

川北自主防災会 (片町, 栄町, 新町, 中田, 上島) 津波ハザードマップ



! この図に表示されている区域は、
 全域が津波浸水想定区域となっています。

凡例

- 一時避難場所
- 避難経路
- (矢印は避難の方向)
- 津波浸水想定区域
- 要注意箇所
- 標高点 (高さ)

災害時伝言ダイヤルの使い方

録音方法

1711番に171番にダイヤル
1を押す
伝言ダイヤルが鳴ります
伝言ダイヤルに入力

再生方法

1711番に171番にダイヤル
2を押す
伝言ダイヤルが鳴ります
伝言ダイヤルに入力

被災地内からも被災地外も、被災地の方の電話番号を「災害用伝言板」からダイヤルしてください。

各社の携帯電話からも、「災害用伝言板」のサービスを利用することができます。くわしくは、携帯電話のサービストップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択して下さい。

緊急連絡先

名称	電話番号
安芸市役所 (代表)	34-1111
安芸市 消防本部	34-1244
安芸市 消防団	37-9101
安芸警察署	34-0110
四国電業	0120-410-450
N T	03303-44110
安芸土木事務所	34-3135
土佐道事務所安芸出張所	0837-38-4414

! 地震のゆれを感じたら、身を守った後、すぐ避難を開始する！
 高台や決められた避難所など、より高い場所へ避難！
 河川も遡上するので、川沿いからはなれない！
津波警報・注意報が解除されるまで戻らない！

! このマップは、高知県の発表した南海トラフ巨大地震による津波浸水予測(平成24年12月)の結果で、海岸や河川の堤防は機能しない場合に推計された浸水予測図を基に作成しました。次の南海地震がどのようにならざることを想定して作成したもので、想定にとらわれないことを強くお勧めします。

このマップの発行元は 安芸市 危機管理課 (37-9101) まで



- ⑥ 清水ヶ丘中 グランド:標高 20.0 m
 体育館:標高 22.0 m
 校舎1階:標高 24.0 m
- ⑦ 清水ヶ丘中 新体育館 :標高 17.3 m

緊急連絡先

名称	電話番号
安芸市役所(代表)	34-1111
安芸市 代巻(消防本部)	34-1244
消防防災	37-9101
安芸警署	34-0110
四国電力	0120-410-650
N T	113(0120-444-113)
安芸土木事務所	34-3135
土佐国運事務所兼半田出張所	0887-38-4414

録音方法

01700 録音の場合
171番にダイヤル
1を押す
ダイヤルが流れます

再生方法

01700 再生の場合
171番にダイヤル
2を押す
ダイヤルが流れます

災害時伝言ダイヤルの使い方

被災地内からも被災地外も、被災地の外からの電話でも、携帯電話からもご利用いただけます。

各社の携帯電話からも、『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。詳しくは、携帯電話のサービスセンターやショップに問い合わせるか、『災害用伝言板』を選択してください。

川北自主防災会 (清水寺岡, 八幡, 東団地) 津波ハザードマップ

平成25年4月

地震のゆれを感じたら、身を守った後、すぐに避難を開始する！
 高台や決められた避難所など、より高い場所へ避難！
 河川も遡上するので、川沿いからはなれない！
 津波警報・注意報が解除されるまで戻らない！

このマップは、香川県が発した瀬戸内と三浦半島地震による津波浸水予測(平成24年12月)の範囲で、知事や河川の堤防は壊れない場合に推計された浸水予測範囲を基に作成しました。そのため、想定に合わず、想定より大きく、想定より小さくなる場合があります。

このマップの制作会社は 株式会社 防災研 高岡支店課 (37-9101) まで

凡例

- : 一時避難場所
- : 避難経路 (矢印は避難の方向)
- : 津波浸水想定区域
- : 要注意箇所
- : 土石流危険漂流・区域
- 10 : 標高点 (高さ)

0 25 50 100m

4 地震発生時の対応について

(1) 在校(登下校)時

① 普通教室

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<教室の様子> ・天井や壁の崩壊 ・本棚の本やロッカーのものが散乱 ・ガラスや蛍光灯の飛散 <児童の様子> ・指示が届かずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する

② 一人で避難できない児童への対応

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<ひまわり・すみれ教室の様子> ・天井や壁の崩壊 ・本棚の本やロッカーのものが散乱 ・ガラスや蛍光灯の飛散 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・教員が援助して、机の下にもぐる	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する
<ケガ等のため車いすなど補助用具を使用している児童の様子> ・自由に動けないのでパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・教員が援助して、机の下にもぐる	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する

③ 特別教室

【理科室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・実験器具やガラス器具、窓ガラスや蛍光灯、薬品等の飛散 ・出火や火傷の危険性 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「薬品から離れなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・火を消す ・ガスの元栓を閉める	・アルコールランプ等の火を消す(実験中) ・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・薬品や実験器具等が入っている棚から離れる

【調理室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・調理器具や食器、窓ガラスや蛍光灯等の飛散 ・出火や火傷の危険性 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・火を消す ・ガスの元栓を閉める	・火を消す（調理中） ・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・食器や調理器具等が入っている棚から離れる

【音楽室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・ピアノの移動 ・オーディオ設備や楽器、窓ガラスや蛍光灯等の飛散 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・負傷し、動けなくなる ・勝手な行動をとる 負傷するなど	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する

【図書室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・図書、窓ガラスや蛍光灯等の飛散 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「窓やガラス、本棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・本棚から離れる

【パソコン室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・パソコンの落下、窓ガラスや蛍光灯等の飛散 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・応急手当と保護	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る

【保健室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・窓ガラスや蛍光灯等の飛散 ・本棚や測定器具等の転倒 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「ベッドの下にもぐり、頭を守りなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る

【多目的室・会議（放課後学習）室】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<部屋の様子> ・天井や壁の崩壊 ・窓ガラスや蛍光灯等の飛散 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「机の下にもぐりなさい」 ・「頭を守って、机の脚をつかみなさい」 ・「窓やガラス、棚から離れなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・机の下にもぐり、腰を床につけ動かないようにつかむ ・頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する

④体育館、運動場・校庭、プール

【体育館】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<体育館の様子> ・天井や壁の崩壊、床の破損 ・窓ガラスや照明器具の飛散 ・ピアノや体育器具の転倒 ・可動式バスケットリンクの落下 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「体育器具や窓ガラスから離れて、中央に集まりなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・頭部を保護し身の安全を守る ・体育館の中央に集まり、姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する

【運動場・校庭】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<運動場・校庭の様子> ・窓ガラスの飛散 ・フェンス等の転倒 ・外壁やベランダからの落下物 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる 負傷するなど	<揺れが収まるまでの指示> ・「校舎、フェンスや遊具から離れ姿勢を低くして、運動場中央に集まりなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・地割れに注意する ・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場中央へ避難する

【プール】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<プールの様子> ・亀裂や崩壊がある ・水面が波立つ <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「プールの端に移動して、ふちをつかみなさい」 ・「その場を動きません」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・揺れが収まったら、速やかにプールから出て、運動場中央に避難させる	・プールの端に移動し、ふちをつかむ ・揺れが収まったら、速やかにプールから出て、運動場中央に避難する

⑤廊下や階段、トイレ

【廊下や階段】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<廊下・階段の様子> ・天井や壁の崩壊 ・窓ガラスや照明器具の飛散 ・体育器具の転倒 <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「しゃがんで頭部を守りなさい」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・移動できれば、近くの教室に入り机の下にもぐらせる	・頭部を保護し、身の安全を守る ・手すりを押さえ、体勢を低くする（階段） ・壁や窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る ・近くの教室に入り、身を守る

【トイレ】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<トイレの様子> ・天井や壁の崩壊 ・窓ガラスや照明器具の飛散 ・床の破損 ・戸や扉の開閉ができない <児童の様子> ・放送や指示が分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<教職員の対応> ・トイレに負傷者がいないか確認する ・移動できれば、近くの教室に入り机の下にもぐらせる	・頭部を保護し、身の安全を守る ・蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る ・戸を開け、慌てて外に出ない ・近くの教室に入り、身を守る

⑥校外での活動中

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<校外の様子> ・倒壊物や落下物が散乱 ・交通機関がストップ ・建造物が崩壊 ・車等の事故	<揺れが収まるまでの指示> ・「しゃがんで頭部を守りなさい」 ・「建物やブロック塀、窓ガラス等から離れなさい」 <教職員の対応> ・負傷者の確認 ・状況の把握と的確な指示	・頭部を保護し、身の安全を守る ・建物やブロック塀窓ガラス等から離れる ・近くの教室に入り身を守る

<児童の様子> ・何が起きたか分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	・交通機関に乗車中は乗務員の指示に、施設利用時は係員等の指示に従う ・パニックを起こさないように、声がけして安心させる	
---	--	--

⑦児童が在校中で教職員と離れている場合

【始業前、休み時間、放課後など】

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<児童の様子> ・何が起きたか分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「しゃがんで頭部を守り、窓やガラス、棚から離れなさい」 <教職員の対応> ・分散して校舎内外を巡回し児童等の安全を確認する ・状況の把握と的確な指示 ・本部からの避難指示を受け、必要に応じて児童等を安全な場所へ誘導する ・負傷者の確認（応急手当）	・頭部を保護し、身の安全を守る ・蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る ・安全な場所へ移動する

【放課後児童クラブ、放課後子ども教室】

予想されること	指導員等の対応	児童の行動
<児童の様子> ・何が起きたか分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<揺れが収まるまでの指示> ・「しゃがんで頭部を守り、窓やガラス、棚から離れなさい」 <指導員等の対応> ・児童等の安全と負傷者の確認をする ・状況の把握と的確な指示 ・児童等を安全な場所（運動場中央）へ誘導する	・頭部を保護し、身の安全を守る ・蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る ・安全な場所へ移動する

⑧児童が登下校中の場合

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<児童の様子> ・何が起きたか分からずパニックになる ・全く動けなくなる ・勝手な行動をとる ・負傷する など	<教職員の対応> ・自身の安全を確保する ・近くにいる児童に的確な指示をする ・校内の安否確認を行い、可能な限り通学路を巡回し、安否確認及び避難誘導を行う（津波発生の場合） <校外にいる教職員> ・自身の安全を確保する ・近くの避難場所に避難する（津波発生の場合）	・頭部を保護し、身の安全を守る ・建物やブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる ・安全な場所へ移動する

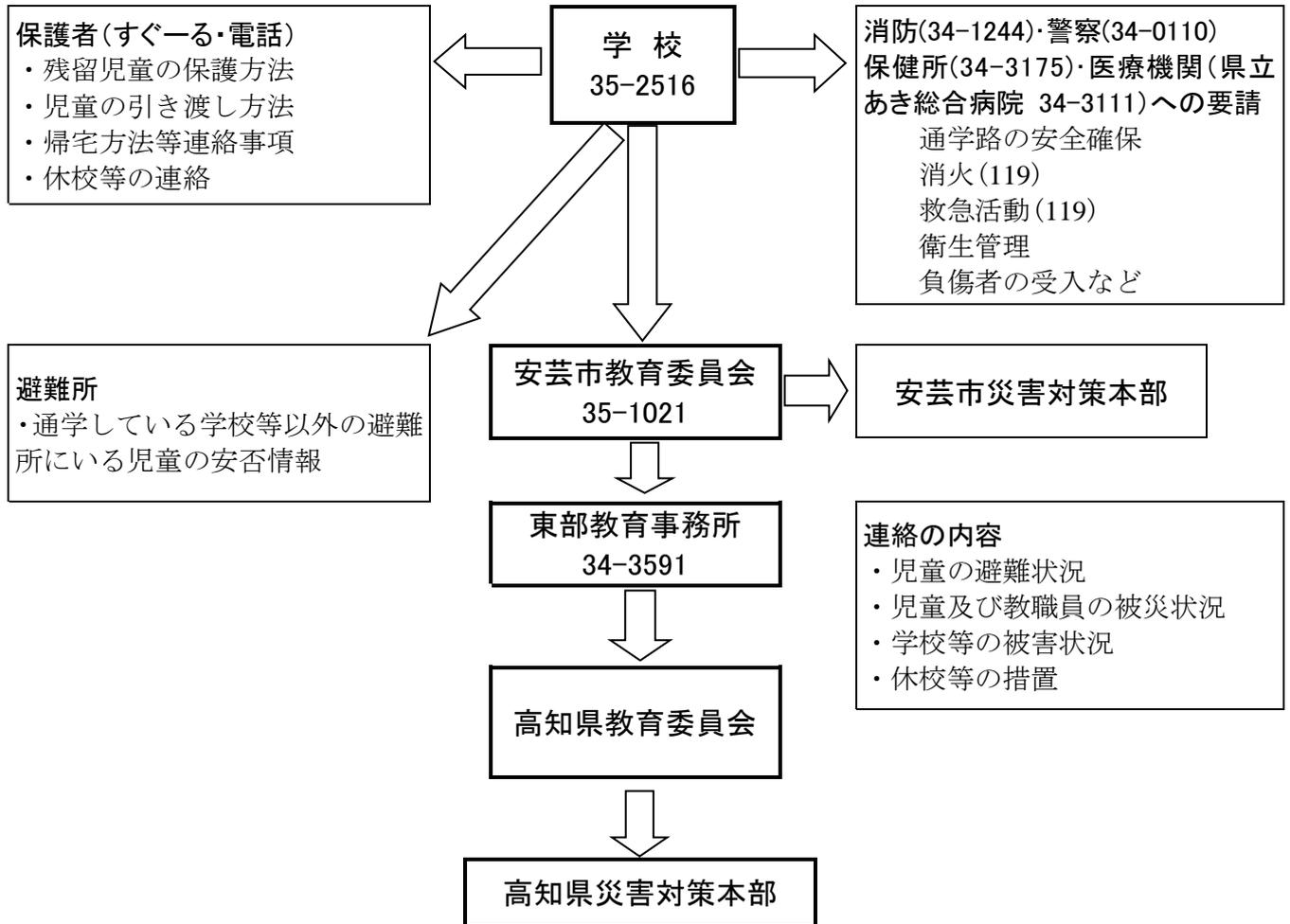
(2) 在宅中(休日・夜間)時

予想されること	教職員の対応	児童の行動
<p>＜児童の様子＞</p> <ul style="list-style-type: none">・パニックになる・全く動けなくなる・勝手な行動をとる・負傷する など	<p>＜教職員の対応指示＞</p> <ul style="list-style-type: none">・自身と家族の安全を確保・震度5強以上の地震が発生した場合、原則として全員が学校等へ集合する（集合できない場合は、学校へ状況連絡をする）・教職員や児童等の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・姿勢を低くして、頭部及び上半身を保護する・津波警報（注意報）が発表された場合、沿岸部や津波被害の危険性のある地域の児童は、高台や十分な強度のある建物の上層階など、あらかじめ決めておいた場所へ避難する・津波警報が解除されるまで避難場所を離れない

5 地震発生後の対応(引き渡しまで)について

(1) 保護者や関係機関等への連絡体制

地震発生



その他の防災関係機関連絡先一覧

高知県教育委員会事務局		その他の関係機関	
教育政策課	088-821-4731	安芸中学校	0887-37-9273
小中学校課	088-821-4926	川北公民館	0887-34-0340
学校安全対策課	088-821-4533	安芸市消防分団川北分団屯所	0887-35-8245
スポーツ健康教育課	088-821-4751	県立あき総合病院	0887-34-3111
安 芸 市		尾木医院	0887-35-3155
教育委員会生涯学習課	0887-35-1020	岡崎歯科クリニック	0887-34-4073
教育研究所	0887-32-0232	エール薬局あき店	0887-35-7770
少年育成センター	0887-35-1020	四国電力	0120-410650
まちづくり課	0887-35-1010	ケアハウス安芸	0887-35-8822
環境課	0887-35-1023	キセキレイの里(清香園)	0887-35-2627
水道課	0887-35-6875	つつじの丘	0887-35-5557
福祉事務所	0887-35-1009	交通機関	
安芸市民会館	0887-35-3822	カトレヤタクシー	0887-35-2121
安芸市民体育館	0887-35-4519	タニハイヤー	0887-35-3515
ふれあいセンター元気館	0887-35-0300	丸和ハイヤー	0120-502-404

(2) 児童の保護者への引き渡しまでの流れ

在校中に地震が発生し、児童が帰宅困難な場合は、学校で一時保護し、家庭へ連絡後、保護者等の迎えにより引き渡す

	学 校 災 害 対 策 本 部	学 級 担 任 等
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況調査と安全確保 ・危険箇所の立ち入り禁止措置 ・通学路とその周辺の被害状況の把握 ・校区内の家屋の損壊、交通機関等の状況把握 ○下校等の判断を行う（帰宅か一時保護か、集団下校か引き渡しか）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保 ・負傷者等への対応 ・心のケア
事前準備	○引き渡し場所の決定 (指示) → (引き渡し場所は、各教室又は体育館、運動場など、状況に応じて判断する)	○引き渡しカードの準備（紛失等用） ○児童を待機場所に移動させる ・学級ごとに集合する ○引き渡しの時間や場所を知らせる ・保護者不在の児童への配慮 ・できるだけ徒歩（自転車）で来てもらう ・伝言ダイヤル「177」の利用
保護者対応	○引き渡し場所へ保護を誘導 ○引き渡し方法の説明 (学校からの連絡事項も併せて)	○電話での連絡が困難な場合は、災害用伝言ダイヤルで連絡する ○被災等のため引き渡しカードを持参していなかった場合は、混乱がないように配慮する
引き渡し	○引き渡しの進行状況を把握する (負傷・不明児童の状況把握と説明)	○引き渡しカードの照合 ・学校保管の引き渡しカードと照合し、保護者又は代理人であることを確認する ・連絡先を確認する（引き渡し後の滞在場所を確実に把握） ・兄弟姉妹がいる場合は、低学年から引き渡す ・名簿にチェックを入れる ・負傷した児童については、養護教諭に直接確認し引き取り、学級担任に報告する ・児童が不明な場合は、本部にて指示をうける ○学校災害対策本部に報告する
事後対応	○引き渡し状況を把握する ○教育委員会に報告する	○残っている児童を保護する ・残っている児童の保護者等と連絡を取り、引き渡しがいつ頃になるか見通しをもつ（心のケア）

※ 震度5弱以上

※ 震度4以下

児童は保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させ、保護する。

原則下校させる。事前に保護者から希望がある児童は学校で待機させ、保護者の引き渡しを待つ。

(3) 引き渡しの留意点

地震の規模や被災状況により、児童等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。また、大規模な地震の場合、発生後に通信手段等が使用できなくなり、校内だけでなく、保護者とも連絡がとれない可能性もある。よって、引き渡しの判断について、学校と保護者間で検討していく。

現段階での、引き渡しの判断については以下のとおりである。

学校を含む地域の震度	引き渡しの判断
震度 5 弱以上 (津波警報なし)	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童等を学校で保護する
震度 5 弱以上 (大津波警報※ ¹ あり)	限られた時間での対応が迫られる場合、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童等を引き渡さず、保護者と共に避難場所(清香園)に避難する
震度 5 弱以上 (津波警報※ ² あり)	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童等を学校で保護する
震度 4 以下	原則として下校させる。保護者等が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届け出がある児童等については、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ

※¹ 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合

※² 津波警報：予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合。

◇ 津波注意報は、予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

① 学校に待機させる場合の留意点

- 不安を訴える児童等のため、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る
- 近隣住宅からの火災への対応や、津波などの対策をとる
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食糧の確保や宿泊の対応を検討する

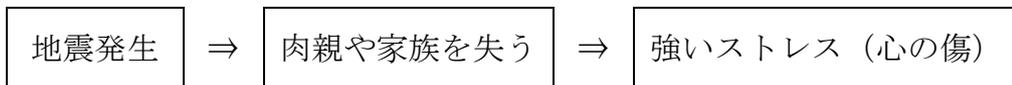
② 校外で引き渡す場合の留意点

- 引き渡しが可能かどうか判断する（津波警報発令中や余震等、二次災害の危険の有無）
- 学校に戻って引き渡すか、現地（清香園）で引き渡すか、どちらが安全か判断する
- 現地で引き渡す場合は、保護者に引き取りに来てもらう。引き渡しの方法は、校内の場合と同様とする

6 地震発生後の対応(とりもどすまで)について

(1) 児童等の心のケアについて

大災害や事故等により肉親を失ったり、家屋が被害を受けたりすると、児童によっては表面的には普段と変わりなく見えているが、心の奥深いところには、心的外傷として大きなダメージが残っているケースがある。このダメージが、災害後の社会生活をしていくうえで、心に様々な影響を及ぼすことがある。このため、児童の心の傷を癒すためには、専門的な視点からの継続的・長期的な心のケアが必要となる。



⇒ ◇PTSD (心的外傷後ストレス障害) ○災害の光景の夢を何回も見ると ○恐ろしい体験に関係した事柄を避けようとする ○興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる ○孤立傾向が強まり、神経質になる ○頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる ○よく眠られない など	⇒ ◇教職員の対応 ○温かい気持ちで接し、勇気づける ○専門家への相談を勧める ◇医師やスクールカウンセラー等、専門家に相談 ◇回避へ
---	---

<震災後、児童に現れる可能性がある症状とその対応>

地震発生後	主な症状	主な対応
震災から2～3日 急性反応期	○不安と恐怖を強く訴え、抑うつ、不安感、絶望感、引きこもり等、著しく重い症状が現れる	○児童等の安全を確保できる場所や状況の確保 ○外傷等の手当 ○食料品・医薬品等の確保
震災から1週間程度 身体反応期	○頭痛や腹痛、吐き気等の身体的症状が現れる	○身体検査等の実施による必要な処置 ○児童等の悩みや願いを共感的に受けとめる ○元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる
震災から1ヶ月程度 精神症状期	○集中力がなくなる。鬱状態かあるいは躁鬱の両面が交互に現れるなどの精神的症状が現れる	○児童等の悩みや願いを共感的に受けとめる ○元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる
震災から1ヶ月以降 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)	○災害の光景の夢を何度も見る ○恐ろしい体験に関係した事柄を避けようとする ○興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる ○孤立傾向が強まり、神経質になる ○頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる ○よく眠られないなどの症状がでる	○児童等の悩みや願いを共感的に受けとめる ○元の状態に必ず戻るということを伝え、安心させる
震災から数ヶ月後 遅発生PTSD	○数ヶ月後にPTSD症状が現れる	○保護者と連携して、日頃から児童を観察し、症状が現れた時は話を聞くなど安心させる ○精神科医等、専門家の受診を勧める
アニバーサリー反応	○災害発生日が近づくと、不安定になるなど、様々な反応が現れる	○保護者等との連携により、児童の不安を少なくする

(2) 避難所としての学校等の対応について

地震発生後	学校等の対応
学校災害対策本部設置 避難場所支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○本部は会議室等に設置 ○避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定 ○自主防災組織や防災担当部局の職員等との協力体制の確立 ○学校医や地域の医師会との連携
施設等の開放区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> ○開放できる区域の明示（校長室、職員室、保健室等管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない） ○お年寄りや障害のある人への優先的配慮 ○事前に決めておいた優先順位に従って施設等を開放 ○立ち入り禁止区域の明示 ○緊急車両等の駐車スペースの確保
避難者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所使用のマナーと一般注意の徹底 ○担当者による誘導 ○自家用車は原則乗り入れ禁止
救護物資の調達配給	<ul style="list-style-type: none"> ○配給時におけるトラブルの回避 ○食料や医療物資等の市町村対策本部への要請 ○お年寄りや障害のある人、非常用持ち出し品のない方等への優先 ○食事や救援物資の配給経路の把握
衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの設置 ○ゴミの収集場所の管理 ○食中毒や伝染病等、衛生面への配慮
仮設テントの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急車両の進入の妨げとならない場所に
避難所運営組織づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○運営本部長と副本部長との連携 ○班編制と班長会議についての助言 ○避難所生活の基本的ルールについての助言
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ○専門ボランティアにコーディネートを依頼 ○活動拠点の設置 ○災害ボランティアセンターとの連携
炊き出しへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ○使用可能な調理室や給食室等の提供 ○献立や衛生管理等についての助言
避難者の名簿作り	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として入居時に記入（氏名と性別、年齢、住所、携帯電話番号等） ○速やかな名簿作成と適宜更新
情報連絡活動	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者用緊急電話の設置依頼 ○メディアを活用した情報収集 ○日本語が分からない外国人のための案内看板設置
自主防災組織への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営が避難住民の自治組織に移行したあとは、教職員は側面からの支援を行う

(3) 学校再開に向けた流れ

地震発生後	学校等の対応
被害実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等及び家族の安否確認、及び住居の被害状況確認 ○教職員及び家族の安否確認、及び住居の被害状況確認 ○学校施設等の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路及び近隣の被害状況確認
教育委員会との協議	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎等の被害に対する応急措置 ○校舎等の危険判定調査 ○ライフラインの復旧 ○仮設トイレの設置 ○児童等の心理面への影響確認 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設など） ○通学路の安全確保 ○避難した児童等の就学手続きに関する臨時的措置 ○教科書や学用品等、救援物資の受け入れと確保 ○避難所における運営の支援
家庭訪問と仮登校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の心理面の状況把握 ○登校児童等の確認と学級編成 ○避難した児童等の把握 ○保護者への連絡方法の確認 ○通学路における安全指導 ○避難した児童等の移動先訪問と状況把握（在籍校への復帰時期等）
授業再開に向けての教育委員会との協議	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎施設と設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫 ○教職員の配置と不足教員に対する授業等への対応 ○教科書や学用品等の調達と確保 ○学校給食の再開 ○学費の援助等の支援 ○授業再開に向けた日程の調整 ○欠時数の補充と授業の工夫 ○水道水等の保健衛生の措置 ○児童等の心のケアの体制整備
学校教育の再開	

<災害時の応急手当>

- 1 自分のケガについて
 - ・あわてて一人で行動しない。動き回ると、ひどくなる。
 - ・すぐ大声を出して、近くの人に助けを求める。
- 2 ケガをしている人がいたら
 - ・救急車や医師へ連絡をする。または、近くの人にけがの様子を知らせ、救急車や医師への連絡を依頼する。
 - ・次のような簡単な応急手当をする。

<止血の方法>

【直接圧迫止血】

- ・出血している傷口をガーゼやハンカチなどで直接押さえて、しばらく圧迫する。

【間接圧迫止血】

- ・傷口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止めて止血する。（直接圧迫止血をすぐに行えない時に応急的に行う。直接圧迫止血を始めたなら間接圧迫止血は中止）

<捻挫・打撲>

- ・冷水または氷のうで冷やし、安静にします。（ねんざ）
- ・打撲部位は、骨折、脱臼、捻挫と同様に安静にして、原則として冷やす。（だぼく）
- ・初期には、動かしたり温めたりすると、内出血や腫れがひどくなるので注意する。

<骨折>

- ・全身及び患部を安静にし、患部を固定する。
- ・手首や前腕の骨折の場合、肘関節から指先までの長さの副子を骨折部の外側と内側に当て、固定する。
※副子とは、骨折部の動揺を防ぐため、上肢・下肢及び体に当てる支持物をいい、骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅をもつものが有効で、この条件を備えるならばどんな物でも構わない。（新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、毛布、座布団など）

<やけど（熱傷）>

- ・冷たい水などで痛みがとれるまで冷やす。その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷す。
- ・やけどの部位が衣服で覆われていても、そのままにして急いで冷水をかける。